

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	○土地改良区の解散を認可した件 ○地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 ○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 ○町道の改築に関する工事を行う件 ○土砂災害警戒区域の指定を解除する件 ○土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	六三 六三 六三 六四 六四 六四 六五
公告	○平成二十一年度身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験及び福島県市町村立学校事務職員採用選考予備試験を実施する件 ○落札者を決定した件 ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 ○特定非営利活動法人の定款の変更	六五 六六 六六 六六
	○の認証の申請があった件三件 ○介護老人保健施設の開設を許可した件 ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 ○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 ○土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件 ○福島県警察本部 ○平成二十一年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を実施する件	六七 六七 六七 六七 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八

告 示

福島県告示第六百二十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、郡山市日和田土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十一年十月一日認可した。
 平成二十一年十月九日
 福島県知事 佐藤 雄平
 (農村計画課)

福島県告示第六百二十二号
 地籍調査に関する事業計画を定めた件(平成二十一年福島県告示第二百七十八号)の一部を次のように改正する。
 平成二十一年十月九日
 表伊達市の項中「堰本第六」を「堰本第六 堰本第七」に改める。
 福島県知事 佐藤 雄平
 (農村計画課)

福島県告示第六百二十三号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十一年十月九日
 福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 南会津郡南会津町水無字株木二四の一、二五、二六の一、字上田九三、字影窪五五九、五六〇、五六二、五六四、五七一
- 二 指定の目的
 水源のかん養
- 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字上田九三、字影窪五五九、五六四
 (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (三) 主伐として伐採することができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第六百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡下郷町大字中山字大ナテ山甲七六七の一、甲七六七の四から甲七六七の七まで、甲七六七の一三、甲七六七の一四、甲七六七の一九、字大ナテ一、二、字上平五八、五九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第六百二十五号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により、町道の改築に関する工事を次のとおり行う。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	中川大栗山線	工事区間	大沼郡金山町大字中川字暮坪六三六番一〇地先から同 郡同 町大字中川字下上野	工事の種類	道路改良	工事の開始の日	平成二十二年一月九日
-----	--------	------	---------------------------------------	-------	------	---------	------------

原三三三番二地先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
篠坂	郡山市中田町駒坂字篠坂	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富久保	岩瀬郡天栄村大字下松本字富久保	急傾斜地の崩壊	
担橋2号	田村郡三春町大字平沢字担橋	急傾斜地の崩壊	
町田	同 郡同 町大字斎藤字町田	急傾斜地の崩壊	
北町3号	同 郡同 町字北町	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(砂防課)

福島県告示第六百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域の範囲及	
--------	--

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
篠坂	郡山市中田町駒坂字篠坂	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富久保	岩瀬郡天栄村大字下松本字富久保	急傾斜地の崩壊	
担橋2号	田村郡三春町大字平沢字担橋	急傾斜地の崩壊	
町田	同 郡同 町大字斎藤字町田	急傾斜地の崩壊	
北町3号	同 郡同 町字北町	急傾斜地の崩壊	

〔「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(砂 防 課)

福島県告示第六百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十月九日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 佐藤雄平

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
篠坂	郡山市中田町駒坂字篠坂	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富久保	岩瀬郡天栄村大字下松本字富久保	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

担橋2号	田村郡三春町大字平沢字担橋	急傾斜地の崩壊	
町田	同 郡同 町大字斎藤字町田	急傾斜地の崩壊	
北町3号	同 郡同 町字北町	急傾斜地の崩壊	
区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
篠坂	郡山市中田町駒坂字篠坂	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
富久保	岩瀬郡天栄村大字下松本字富久保	急傾斜地の崩壊	
担橋2号	田村郡三春町大字平沢字担橋	急傾斜地の崩壊	
町田	同 郡同 町大字斎藤字町田	急傾斜地の崩壊	
北町3号	同 郡同 町字北町	急傾斜地の崩壊	

(砂 防 課)

〔「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

公告第五百三十号

平成二十一年度身体障がい者を対象とした福島県職員採用選考予備試験及び福島県市町村立学校事務職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤雄平

一 試験を実施する職種

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十八条
第一項の規定に基づき身体障害者を採用する職

二 採用予定人員

- 1 福島県職員（行政事務） 三名程度
- 2 福島県市町村立学校事務職員 一名程度

三 受験資格

次のすべての要件を満たす者

- 1 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者
- 2 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が一級から四級までの者
- 3 活字印刷文（文字の大きさは十ポイント程度）による出題に対応できる者（福祉機器の使用により対応できる者を含みます。）
- 4 次に掲げる職種別資格に該当する者

- (一) 福島県職員（行政事務） 昭和五十五年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者で、日本国籍を有しているもの
- (二) 福島県市町村立学校事務職員 昭和六十三年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者で、日本国籍を有しているもの

四 試験期日

平成二十一年十一月二十日（金）

五 受験申込受付期間

平成二十一年十月九日（金）から同年十一月十一日（水）まで

六 受付窓口

福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五九〇）

七 問い合わせ先

福島県総務部人事総室人事課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七〇三三）

福島県教育庁教育総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五五）

福島県教育庁学校経営支援課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七七七）

福島県人事委員会事務局採用給与課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二四）五二一七五九〇）

（人事課）

公告第531号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム庁内LAN構築施工業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年10月9日
福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム庁内LAN構築施工業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成21年8月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額
144,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年7月17日

（情報システム課）

公告第五百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人ふくしま風景塾
- 三 代表者の氏名
仲田 茂司
- 四 主たる事務所の所在地
福島県石川郡石川町大字中野寺内十五番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、造園設計者及び樹木生産者、造園・樹木生産にかかわる社会人、学生等並びにこれらに興味のある人々に対し、その交流、知識向上に関する事業を行い、自然環境の保全、自然と調和のとれた街づくりに寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月二十四日
- 二 名称
特定非営利活動法人ITCふくしま
- 三 代表者の氏名
佐藤 直美
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市中央台鹿島一丁目二十二番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主として福島県下の事業所、行政機関、各種団体、住民組織が当該組織の戦略的な経営革新や情報化投資、情報技術の利用・活用を推進できるように支援するとともに、ITコーディネータの育成・普及を図り、もって地域経済の発展や情報化社会の発展への貢献など、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月二十九日
- 二 名称
特定非営利活動法人あさがお
- 三 代表者の氏名
西 みよ子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市鹿島区鹿島字上沼田百二十番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、精神障害者に対して、社会復帰・社会参加に関する事業を行い、精神障害者が人間らしく生きる権利の確保に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人いわき自立生活センター
- 三 代表者の氏名
長谷川 秀雄
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市平研町一番地
- 五 定款に記載された目的
本会は、障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五百三十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。
平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日
介護老人保健施設 ライフサポ一 ト寧寧	会津若松市一箕 町大字鶴賀字苧 林三九番地一	特定医療法人 明智会	福島県会津若松 市一箕町大字鶴 賀字苧林三九番 地一	平成二二年 一〇月一日

（高齢福祉課）

公告第五百三十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
ゆるーり ハウスL	ゆるーり	いわき市平 字六人町一 ―二〇	特定非 営利活 動法人 ゆるー り	福島県いわ き市平字六 人町一― 二〇	共同生活 介護 共同生活 援助	精神障害者

(障がい福祉課)

公告第五百三十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	変更前の事 業所の所在 地	変更後の事 業所の所在 地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
あいづ 寮	会津若松市 川原町五― 二八	会津若松市 花見ヶ丘一 ―二二―八	社会福 祉法人 鶴翔会	福島県大沼 郡会津美里 町小沢字牛 首甲一二二 三―三	共同生活 介護 共同生活 援助	知的障害者

(障がい福祉課)

公告第五百三十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	事業所の 所在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	廃止年月日	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
えるふあ ろ	いわき市泉 町下川字神 山前七―二	社会福 祉法人 エル・ フアロ	福島県いわ き市植田町 中央三―七 ―六	平成二二年 八月三一日	共同生活 介護 共同生活 援助	知的障害者 精神障害者

(障がい福祉課)

公告第五百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区
の名称
会津中央土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 阿部 護郎 会津若松市門田町大字堤沢字上村三五六番地

同 佐藤美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三三五番地

同 二瓶 孝喜 会津若松市大戸町上雨屋四六八番地

同 成田 弘毅 市門田町大字黒岩字南青木二五四番地

同 皆川 嘉市 市神指町東神指二五番地

同 山田 信幸 市門田町大字面川字花坂八三番地

同 二瓶美都彌 市大戸町上三寄香塩三九三番地

同 大竹 綱吉 市大戸町上三寄大豆田七五〇番地

同 佐藤 義之 市神指町西城戸六二番地

同 高橋 勝昭 河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七四五番地

同 大竹 誠 会津若松市門田町大字一ノ堰字村西四六四番地

同 石井 傳 市柳原町二丁目二番七号

同 柴 滋 市神指町大字高久字高久二〇四番地

同 渡部 義嗣 河沼郡湯川村大字田川字上分甲四七三番地

同 馬場 英喜 会津若松市門田町大字徳久字竹之元二九六番地

同 齋藤 勝利 河沼郡湯川村大字勝常字代舞一七八六番地

同 川井 功喜 会津若松市神指町天満五番地

同 島影 正 市門田町大字飯寺字村西六九七番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 鶴川 守也 会津若松市大戸町小谷西村一五八番地
 同 佐藤 寛 市大戸町宮内一〇三番地の一
 同 馬場 英喜 市門田町大字徳久字竹之元二九六番地
 同 阿部 護郎 市門田町大字堤沢字上村三五六番地
 同 井関 征生 市門田町大字面川字花坂一〇六番地
 同 成田 弘毅 市門田町大字黒岩字南青木二五四番地
 同 大竹 誠 市門田町大字一ノ堰字村西四六四番地
 同 柴 滋 市神指町大字高久字高久二〇四番地
 同 皆川 嘉市 市神指町東神指二五番地
 同 佐藤 義之 市神指町西城戸六二番地
 同 石井 傳 市柳原町二丁目二番七号
 同 渡部 義嗣 河沼郡湯川村大字田川字上分甲四七三番地
 同 佐藤美代志 同 郡同 村大字堂畑字二本柳甲二三五番地
 同 高橋 勝昭 同 郡同 村大字勝常字代舞一七四五番地
 同 島影 正 会津若松市門田町大字飯寺字村西六九七番地
 同 渡部 吉榮 河沼郡湯川村大字三川字中台三三四番地
 同 川井 功喜 会津若松市神指町天満五番地

(農村計画課)

公告第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

平成二十一年十月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区連合の名称

会津南部土地改良区連合

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 阿部 護郎 会津若松市門田町大字堤沢字上村三五六番地
 同 佐藤美代志 河沼郡湯川村大字堂畑字二本柳甲二三五番地
 同 二瓶 孝喜 会津若松市大戸町上雨屋四六八番地
 同 成田 弘毅 市門田町大字黒岩字南青木二五四番地

(農村計画課)

福島県病院局

公告第13号

平成21年度福島県病院局有休任期付職員（看護師及び助産師）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成21年10月9日

福島県病院局事業管理者 高地 英夫

- 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 登録予定人員
看護師 15名程度
助産師 2名程度
- 試験期日
平成21年12月6日（日）
- 受験申込受付期間
平成21年10月9日（金）から同年11月30日（月）まで
- 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
(病院総務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第43号

平成21年度福島県警察職員採用候補者選考予備試験を次のとおり実施します。

平成21年10月9日

福島県警察本部長 久保 潤二

- 試験を実施する職種及び採用予定人員
少年警察補導員 2名程度
- 試験期日及び試験地
(1) 試験期日（第1次試験）平成21年11月14日（土）
(2) 試験地 福島県警察学校（福島市蓬萊町一丁目1番1号）
- 申込受付期間
平成21年10月13日（火）から同年11月6日（金）まで（郵便による申込みは、同月6日（金）までの通信日付印のあるものに限って受け付けます。）
- 受付窓口及び問い合わせ先
郵便番号960-8686 福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部警務課
電話024-522-2151 内線2626

(警 務 課)